

昭和五十二年六月七日受領
答 弁 第 一 一 六 号

(質問の 二六)

内閣衆質八〇第二六号

昭和五十二年六月七日

内閣総理大臣 福田 赳 夫

衆議院議長 保 利 茂 殿

衆議院議員小川国彦君提出新東京国際空港の営業者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小川国彦君提出新東京国際空港の営業者に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御質問の事業者の選定は、公募によらず、事業を希望する者の中から、当該事業が空港利用者の利便を確保するために必要なものであること、当該希望者が当該事業に関する資力、信用、知識、経験その他の事業遂行能力を有すること等を基準として行うこととし、この場合において、地元民等に対しては、その適性に応じ優先的に配慮をすることとしていると承知している。

三について

御質問の事業者については、現在、おおむね内定しているが、個々の会社名等については、新東京国際空港公団において、今後適当な時期に公表する意向であると聞いている。

四について

事業に必要な給排水等の設備工事の一部について事業者の費用負担により新東京国際空港公団が工事を実施することとし、昭和四十七年度以降、その費用につき支払を受けたものであると承知している。

右答弁する。